

1 4. 高校生等への修学支援

(前年度予算額	390,941,312千円)
平成28年度要求・要望額	390,941,312千円

1 要旨

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるため高等学校等就学支援金を支給し、授業料以外の教育費については各都道府県が実施する高校生等奨学給付金事業を支援することで、低所得世帯等の教育費負担軽減を図る。

2 内容

(1) 高等学校等就学支援金等 368,708,268千円

新制度（所得制限等）の学年進行に伴う支給対象者の減（約301万人→約273万人）などを反映し、高等学校等就学支援金を支給することにより、家庭の教育費負担軽減を図る。

【支給額】

- 高等学校等に在学する者に対して年額118,800円を支給（学校設置者が代理受領）。
- 保護者等の年収が910万円（※）以上程度（市町村民税所得割額 304,200円以上）世帯の者に対しては、就学支援金を支給しない。
- 私立高等学校等に在学する生徒については、所得に応じて、支給金額を1.5～2.5倍した額を上限として支給する。

年収250万円（※）未満程度（市町村民税所得割 非課税）	297,000円（2.5倍）
年収250～350万円（※）未満程度（市町村民税所得割額 51,300円未満）	237,600円（2.0倍）
年収350～590万円（※）未満程度（市町村民税所得割額 154,500円未満）	178,200円（1.5倍）

【※年収は両親と子供2人世帯の場合を目安】

【支給対象学校種】

国公立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3学年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校

【経費内訳】

- | | |
|--------------------|---------------|
| ① 高等学校等就学支援金交付金 | 363,341,044千円 |
| ② 高等学校等就学支援金事務費交付金 | 4,764,050千円 |
| ③ 公立高等学校授業料不徴収交付金 | 603,174千円 |

※ 平成26年3月以前から引き続き在学する者には、従前の制度を適用。

(2) 高校生等奨学給付金

18,912,114千円

学年進行で着実に事業を実施するとともに、非課税世帯の給付額の増額を図ることにより、低所得世帯の教育費負担の軽減を推進する（補助率1/3）。

【拡充内容】

○学年進行で着実に事業を実施

平成27年度：1～2年次 → 平成28年度：1～3年次

○対象者数の増

平成27年度：34万人 → 平成28年度：47.2万人（13.2万人増）

○非課税世帯【全日制】（第1子）における給付額の増額

【給付要件】

○非課税世帯（特別支援学校高等部の生徒を除く）。

○保護者、親権者等が当該都道府県内に在住していること。

○高校生等が就学支援金支給対象である学校（高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（1～3学年）、専修学校（高等課程）等）に在学していること。

【給付額】

○生活保護受給世帯【全日制等・通信制】

・国公立の高等学校等に在学する者 年額 32,300円

・私立の高等学校等に在学する者 年額 52,600円

○非課税世帯【全日制等】（第1子）

・国公立の高等学校等に在学する者 年額 37,400円→129,700円（+92,300円）

・私立の高等学校等に在学する者 年額 39,800円→138,000円（+98,200円）

○非課税世帯【全日制等】（第2子以降）

・国公立の高等学校等に在学する者 年額 129,700円

・私立の高等学校等に在学する者 年額 138,000円

○非課税世帯【通信制】

・国公立の高等学校等に在学する者 年額 36,500円

・私立の高等学校等に在学する者 年額 38,100円

(3) その他の高校生等への修学支援

2,652,723千円

① 学び直しへの支援

高等学校等を中途退学した後、再び高等学校等で学び直す者に対して、都道府県が、就学支援金の支給期間である36月（定時制・通信制は48月）の経過後も、卒業までの間（最長2年）、継続して就学支援金に相当する額を支給する場合に、国が都道府県に対して所要額を補助する（補助率10/10）。

② 家計急変世帯への支援

保護者の失職、倒産などの家計急変により収入が激減し、低所得となった世帯に

対し、都道府県等が授業料減免による緊急の支援を行う場合、就学支援金の支給額に反映されるまでの間、就学支援金と同様の支援を行うために必要な経費を補助する（補助率1/2、10/10）。

③ 海外の日本人高校生への支援

海外の日本人学校等に通う日本人高校生についても、広く高等学校段階の学びを支援する観点から、就学支援金に相当する額を支給する（補助率10/10）。

④ 特別支援教育就学奨励費の充実【再掲】

（４）マイナンバーに対応した高等学校等就学支援金事務処理

システムに関する経費等

668,207千円

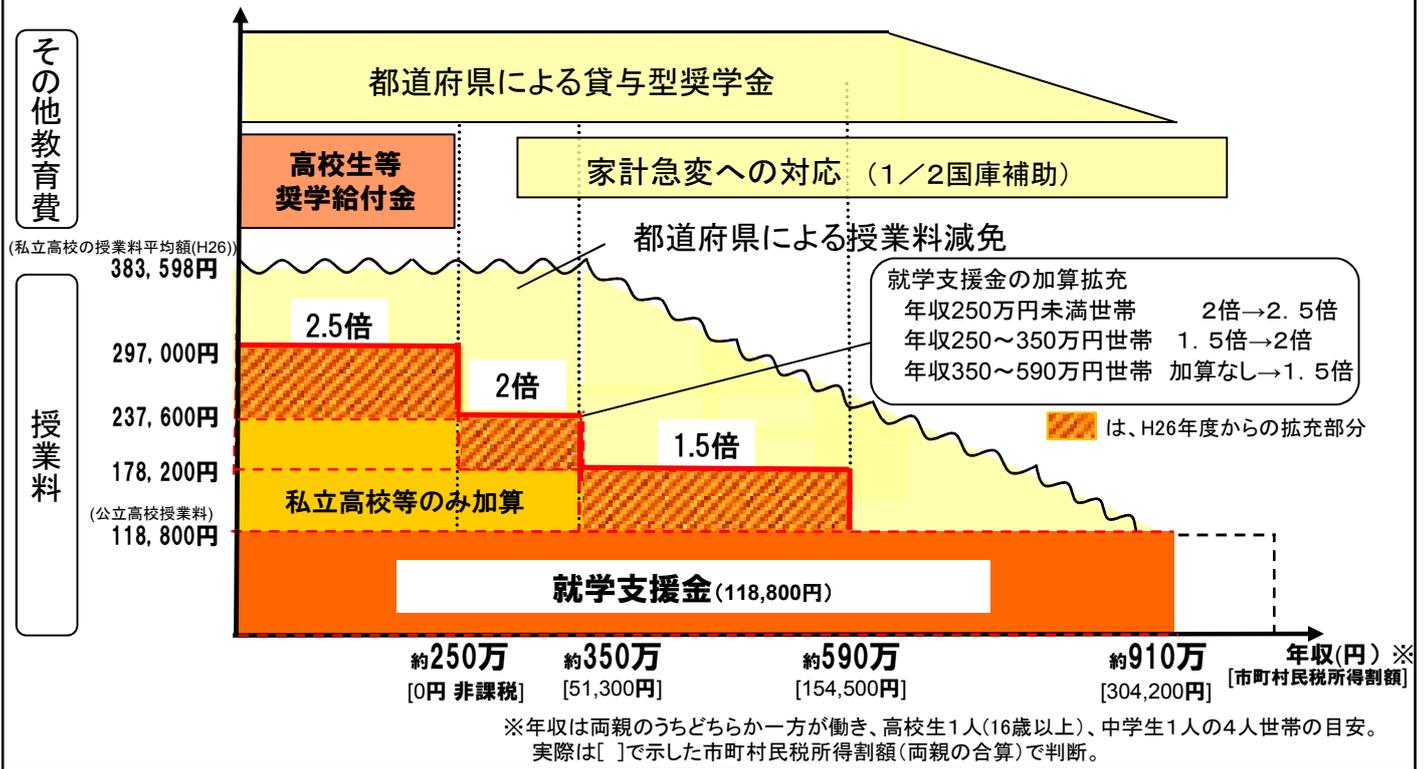
平成29年7月に本格始動するマイナンバー・ネットワークシステムと就学支援金事務を連動させた効率的な就学支援金事務システムを整備する。

高校生等への修学支援について

(平成27年度予算額 3,909億円)
平成28年度概算要求額 3,909億円

趣旨

- ◆ 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるため高等学校等就学支援金を支給し、授業料以外の教育費については各都道府県が実施する高校生等奨学給付金事業を支援することで、低所得世帯等の教育費負担の軽減を図る。



高校生等就学支援金等

28年度概算要求額 3,687億円 (前年度予算額 3,805億円)

- ◆ 新制度(所得制限等)の学年進行に伴う支給対象者の減などを反映し、高等学校等就学支援金を支給することにより、家庭の教育費負担の軽減を図る。

(学年進行等に伴う支給対象者の減 平成27年度:301万人→平成28年度:273万人)。

- ※1 年額118,800円を上限とするが、私立高校に通う低所得世帯及び中所得世帯の生徒等については所得に応じて59,400円～178,200円を加算して支給。
- ※2 年収910万円以上程度(市町村民税所得割額 304,200円以上)の世帯の生徒等については、所得制限を設定。
- ※3 平成26年3月以前から引き続き高等学校等に在学する者については、従前の制度を適用。

高校生等奨学給付金

平成28年度概算要求額 189億円（平成27年度予算額 79億円）

- ◆ 学年進行で着実に事業を実施するとともに、非課税世帯の給付額の増額を図ることにより、低所得世帯の教育費負担の軽減を推進する（補助率 1 / 3）。

【着実な事業の実施】

【制度内容の充実】

26年度	27年度	28年度	【平成27年度拡充】 生活保護世帯における補助対象の拡大、非課税世帯における支給額の増額											
3年次	3年次	3年次	【平成28年度概算要求】 非課税世帯における給付額の増額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯区分</th> <th>給付額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯 全日制・通信制</td> <td>国公立 32,300円 私立 52,600円</td> </tr> <tr> <td>非課税世帯 全日制等(第1子)</td> <td>国公立 37,400円 → 129,700円 私立 39,800円 → 138,000円</td> </tr> <tr> <td>〃 (第2子以降)</td> <td>国公立 129,700円 私立 138,000円</td> </tr> <tr> <td>通信制</td> <td>国公立 36,500円 私立 38,100円</td> </tr> </tbody> </table>		世帯区分	給付額(年額)	生活保護世帯 全日制・通信制	国公立 32,300円 私立 52,600円	非課税世帯 全日制等(第1子)	国公立 37,400円 → 129,700円 私立 39,800円 → 138,000円	〃 (第2子以降)	国公立 129,700円 私立 138,000円	通信制	国公立 36,500円 私立 38,100円
世帯区分	給付額(年額)													
生活保護世帯 全日制・通信制	国公立 32,300円 私立 52,600円													
非課税世帯 全日制等(第1子)	国公立 37,400円 → 129,700円 私立 39,800円 → 138,000円													
〃 (第2子以降)	国公立 129,700円 私立 138,000円													
通信制	国公立 36,500円 私立 38,100円													
2年次	2年次	2年次												
1年次	1年次	1年次												
15.7万人 (実績)	34万人 (見込)	47.2万人 (見込)												

その他の高校生等への支援

平成28年度概算要求額 27億円（平成27年度予算額 19億円）

(1) 学び直しへの支援

高等学校等を中途退学した後、再び高等学校等で学び直す者に対して、都道府県が、就学支援金の支給期間である36月（定時制・通信制は48月）の経過後も、卒業までの間（最長2年）、継続して就学支援金に相当する額を支給する場合に、国が都道府県に対して所要額を補助する（補助率 10 / 10）。

(2) 家計急変世帯への支援

保護者の失職、倒産などの家計急変により収入が激減し、低所得となった世帯に対し、都道府県等が授業料減免による緊急の支援を行う場合、就学支援金の支給額に反映されるまでの間、就学支援金と同様の支援を行うために必要な経費を補助する（補助率 1 / 2、10 / 10）。

(3) 海外の日本人高校生への支援

海外の日本人学校等に通う日本人高校生についても、広く高等学校段階の学びを支援する観点から、就学支援金に相当する額を支給する（補助率 10 / 10）。

(4) 特別支援教育就学奨励費の充実【再掲】

特別支援学校高等部の生徒の就学に必要な通学費、学用品費を援助する。

マイナンバーに対応した就学支援金事務処理システム開発経費等

28年度概算要求額 7億円（前年度予算額 6億円）

- ◆ 平成29年7月に本格始動するマイナンバー・ネットワークと就学支援金事務を連動させた効率的な就学支援金事務システムを整備する。

15. 総合的な子供の貧困対策の推進

(前年度予算額 2,182百万円)
平成28年度要求・要望額 3,562百万円

1. 要求要旨

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることは、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

子供の貧困対策に関する大綱を踏まえ、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、総合的な子供の貧困対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減やフリースクール等で学ぶ子供への支援を実施する。

2. 内 容

(1) 学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進

◆教育相談の充実

1,009百万円 (647百万円)

〔補助率 1 / 3〕〔補助事業者：都道府県・政令指定都市・中核市〕

- ・スクールソーシャルワーカー配置の増 (2,247人→3,047人)

福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを必要な全ての学校で活用できるように今後段階的に配置を拡充

小中学校のための配置 (2,200人→3,000人)、
高等学校のための配置 (47人)

- ・貧困対策のための重点加配 (600人→1,200人)
- ・スーパーバイザー (47人) の配置、連絡協議会の開催・研修を通じた質向上の取組の支援【新規】

[目標]平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区 (約1万人) に配置 (ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

◆学習支援の充実

○地域未来塾による学習支援の充実 628百万円（207百万円）

※「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」の一部〔生涯学習政策局計上〕

〔補助率 1 / 3〕〔補助事業者：都道府県・政令指定都市・中核市〕

経済的な理由や家庭の状況により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生等への学習支援を実施するとともに、新たにICTの活用等による高校生への支援を行う。

◆高校生等の就職・就学支援等 595百万円（491百万円）

○多様な学習を支援する高等学校の推進事業経費

101百万円（79百万円）

〔委託費〕〔委託事業者：都道府県、学校法人等〕

生徒の多様な学習ニーズに応じた教育活動を展開する定時制・通信制課程の高等学校や総合学科の高等学校、ICTを活用した遠隔教育を実施する高等学校における生徒への支援体制の充実を図り、生徒の学習意欲を向上させ、確かな学力を身につけさせるなど、高等学校教育の質の確保・向上に向けた一層の取組を推進する。

○補習等のための指導員等派遣事業（高等学校分）【再掲】

494百万円（412百万円）

〔補助率 1 / 3〕〔補助事業者：都道府県・政令指定都市〕

学習や学校生活に課題を抱える生徒の学力向上、進路支援、就職支援等を目的とし、学校教育活動の一環として、補習・補充学習、進路選択への支援等を行うために、退職教員や学校と地域を結ぶコーディネーター、就職支援員など、多様な人材を高等学校等に配置する取組を推進する。

◆要保護児童生徒援助費補助 837百万円（837百万円）

〔補助率 1 / 2〕〔補助事業者：都道府県・市町村〕

要保護児童生徒の保護者に対して学用品費、修学旅行費、学校給食費等の就学援助を行う。

《関連施策》

- ・教職員定数の改善（家庭環境などによる教育格差の解消150人）
- ・高校生等への修学支援
- ・幼児教育の段階的無償化に向けた取組の推進
- ・特別支援教育就学奨励費負担等

(2) フリースクール等で学ぶ子供への支援

◆フリースクール等で学ぶ子供への支援の在り方等に関する実証研究事業【再掲】
492百万円（新 規）

〔委託費〕〔委託事業者：都道府県〕

フリースクール等で学ぶ義務教育段階の子供への支援策について、総合的な検討を進めるため、学習機会を確保するための新たな仕組みの試行及び検証、経済的支援に係る実証的な研究を実施。

等

(参考：復興特別会計)

※被災児童生徒就学支援等事業

8,033百万円（8,033百万円）

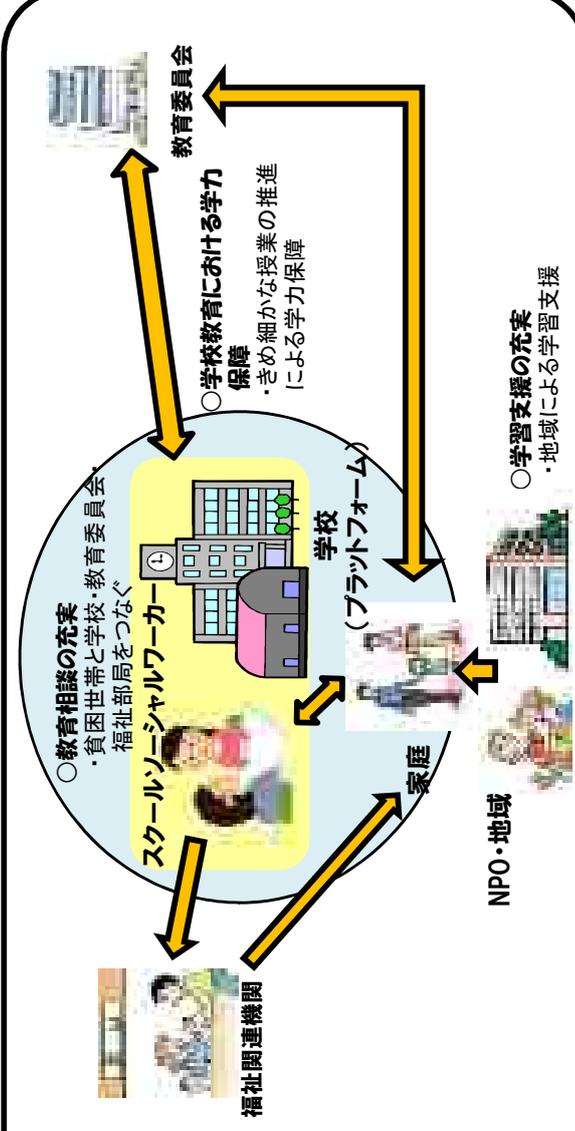
〔補助率10/10〕〔補助事業者：都道府県〕

東日本大震災で被災し、経済的に就学が困難な幼児児童生徒の就学機会を確保するため、幼稚園児への就園支援、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金支給、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などを実施する。（全額国庫補助の単年度の交付金事業）

学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進 (義務教育段階)

全ての子供が集う場である学校を、子供の貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、子供の貧困問題への早期対応、教育と福祉・就労との組織的な連携、学校における学力保障・進路支援、地域による学習支援を行うことにより、貧困の連鎖を断ち切ることを目指す。

【子供の貧困対策に関する大綱(平成26年8月29日閣議決定)を踏まえ】



学校教育における学力保障

家庭環境などによる教育格差の解消に

向けた教員定数の措置 [H27]100人 → [H28] 250人(+150人)

家庭環境などによる教育格差の解消に向けた取組を支援

教育相談の充実

スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置拡充【H28要求額 58億円(+11億円)】〔補助率1/3〕

①福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置拡充

○スクールソーシャルワーカーの配置【拡充】(週1日×3h)

[H27]2,247人 → [H28]3,047人(+800人、36%増)

○貧困対策のための重点加配【拡充】(+週1日×3h)

[H27] 600人 → [H28]1,200人(+600人、倍増)

※併せてスクールソーシャルワーカーの質向上のため取組を支援

【目標】平成31年度までに全ての中学校区(約1万人)に配置

(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

②スクールカウンセラーの配置拡充

○全公立中学校(10,000校)及び公立小学校(15,000校)への配置

○さらに小中連携型配置【拡充】(+週2日×4h)

[H27] 300中学校区 → [H28] 3,100中学校区

○貧困対策のための重点加配【拡充】(+週1日×4h)

[H27] 600校 → [H28] 1,200校(+600校、倍増)

【目標】平成31年度までに全公立小中学校(27,500校)に配置

(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

[H27] [H28]
中学校 300校 → 3100校
小学校 600校 → 6200校
計 900校 → 9300校

学習支援の充実

地域未来塾による学習支援の充実【H28要求額 6.3億円(+4.2億円)】〔補助率1/3〕

[H27] 2,000か所 → [H28] 3,600か所(+1,600か所)

【目標】平成31年度までに5,000中学校区(全中学校区(1万校区)の半数)

(注)地域未来塾

家庭での学習習慣が十分に身につけていない中学生・高校生等を対象に大学生や教員OB等の地域住民の協力やICT等を活用した原則無料の学習支援

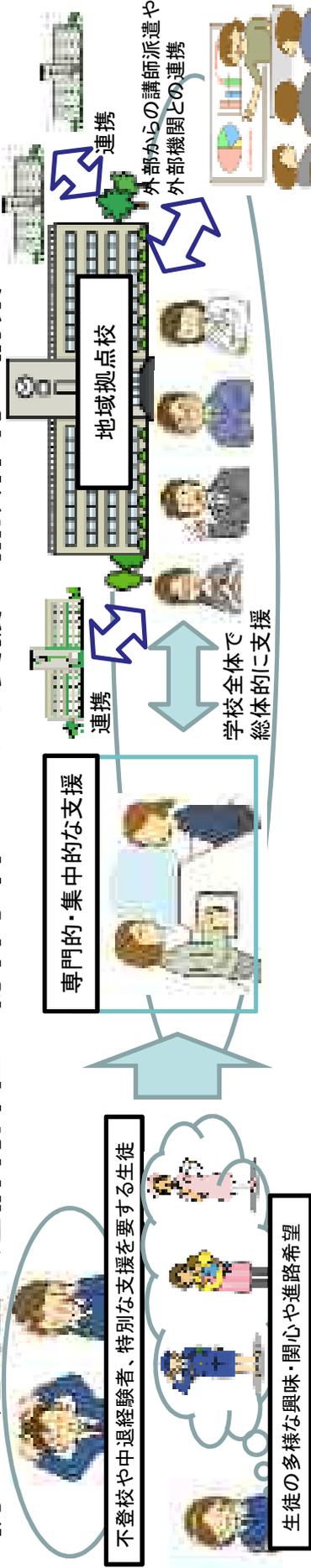


多様な学習を支援する高等学校の推進事業経費

(平成27年度予算額 : 78,867千円)
平成28年度概算要求額: 101,010千円

- ◆ **目的・背景** 教育再生実行会議第四次提言(平成25年10月)、中央教育審議会高等学校教育部会審議まとめ(平成26年6月)、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく大綱(平成26年8月閣議決定)を踏まえ、生徒の多様な学習ニーズに応じた確かな学力や学習意欲の向上等に身に付けさせるなど、高校教育の質の確保・向上に向けた一層の取組を推進。
- ◆ **事業内容** 定時制・通信制課程や総合学科における支援・相談体制の構築、遠隔教育の普及・推進など優れた取組を先導的に実施する高等学校等に対し重点的に支援を図り、様々な観点から実践・検証を行うことにより、全国的に展開可能な実践事例の確立・普及を目指すとともに、委託事業間でも互いに優れた実践事例や課題を共有しながら、より優れた取組を開発。
(指定件数 18件)

例1：定時制・通信制課程や総合学科における支援・相談体制の構築



定時制・通信制課程や総合学科の高等学校等において、生徒の多様な学習ニーズに対応し、生徒一人ひとりにきめ細かに専門的かつ集中的な支援を行う専門人材を常駐させるなど学校全体における総合的な取組を推進。
また、当該学校が地域の拠点校として地域全体における定時制・通信制課程や総合学科の高等学校等の一層の振興を推進。

例2：高等学校における遠隔教育の普及・推進



全日制・定時制課程の高等学校におけるICTを活用した学習効果を高める遠隔教育について調査研究を実施し、遠隔教育の普及促進を図る。

補習等のための指導員等派遣事業(高等学校等)

(平成28年度概算要求額:4.9億円)

～ 高等学校等の支援体制整備 ～

退職教職員、社会人、教員志望の大学生など

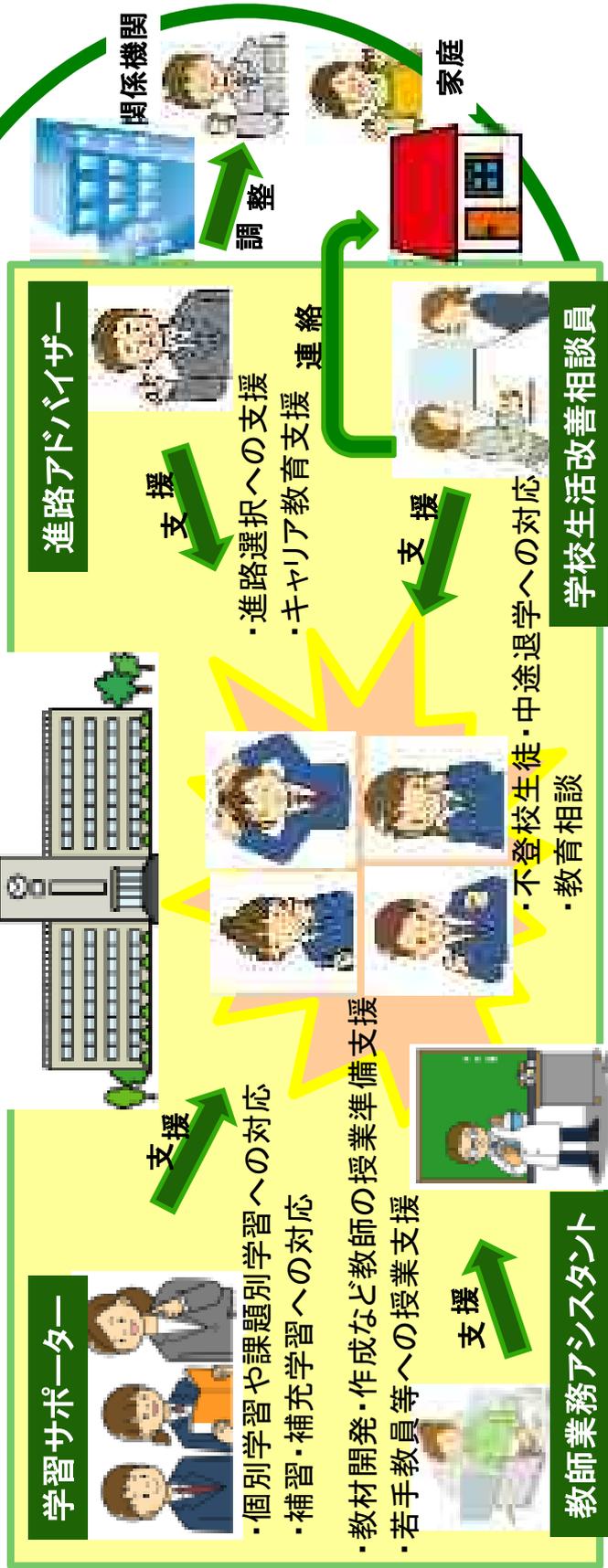
〔活用の例〕

学習指導等

進路指導等

高等学校等

学習の定着や学習意欲が十分でない生徒、不登校生徒・中途退学者の多い学校



学習や学校生活に課題を抱える生徒の学力向上、進路支援等を目的とし、学校教育活動の一環として、補習・補充学習、進路選択への支援等を行うために、退職教員や学校と地域を結ぶコーディネーターなど、多様な人材を高等学校等に配置する事業経費の一部を補助

○ 配置人数: 1,200人(4.9億円) ○ 事業主体: 都道府県及び政令指定都市

○ 補助割合: 1/3(地方負担分については、地方交付税により、財政措置を講じることとしている)

義務教育段階の就学援助について

1 就学援助の実施主体

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と明記されている。

2 就学援助の対象者

- ① 要保護者……生活保護法第6条第2項に規定する要保護者（平成24年度 約15万人）
- ② 準要保護者……市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認めらる者（平成24年度 約140万人） **【認定基準は各市町村が規定】**

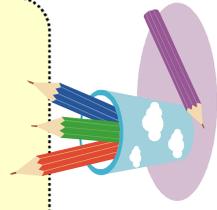


3 要保護者等に係る支援

- ① 補助の概要：市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づいて必要な援助を行っている。 **【要保護児童生徒援助費補助金】**
- ② 補助対象品目：学用品費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費等／通学用品費／通学費／修学旅行費／校外活動費／医療費／学校給食費／クラブ活動費／生徒会費／PTA会費
- ③ 国庫補助率：1/2（予算の範囲内で補助）
- ④ 平成28年度概算要求額：837,436千円（27年度予算額：837,451千円）

※生活扶助基準の見直しに伴い、できるだけその影響が及ばないよう、平成25年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者等については、生活扶助基準の見直し以降も引き続き国による補助の対象。平成28年度以降についても適切に対応。

※単価の標準化を図るなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を予算編成過程で検討。



4 準要保護者に係る支援

準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している。

※生活扶助基準の見直しに伴い、できるだけその影響が及ばないよう、国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断していただくよう依頼。

被災児童生徒就学支援等事業

平成28年度概算要求額 80億円(前年度予算額 80億円)

【東日本大震災復興特別会計】

<事業概要>

- 東日本大震災により経済的理由から、就学等が困難となった幼児児童生徒に、就学支援等を実施
- 既存の就学支援事業等において、震災に伴う対象者増や単価増に伴う都道府県等の負担を交付金として全額国庫で支援

<参考>

平成26年度までは「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」として、平成23年度から26年度までの4年間で総額約444億円を措置し、基金事業として実施。平成26年度復興庁行政事業レビュー「公開プロセス」のとりまとめ結果を踏まえ、複数年度分の所要額を措置した従来の基金方式を見直し、平成27年度から全額国庫負担の単年度の交付金(被災児童生徒就学支援等事業交付金)として必要な所要額を計上

<具体的施策>

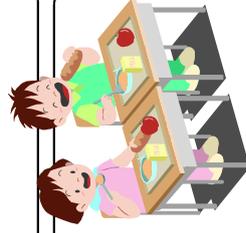
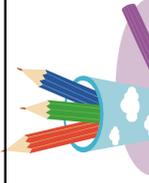
【幼稚園等】

(対象者) 震災により幼稚園等への就園支援が必要となった世帯の幼児
(震災により所得階層区分が変更となった世帯の幼児も含む)
(補助率) 10/10
(対象経費) 保育料、入園料
(対象事業) 市町村等において行う幼稚園就園奨励事業等



【高等学校】

(対象者) 震災により修学困難となった生徒
(補助率) 10/10
(対象事業) 都道府県において行う奨学金事業
※ 都道府県において、貸与要件の緩和や返還時の柔軟な対応を行うことで、手厚い修学支援が可能



【特別支援(幼・小・中・高)】

(対象者) 震災により就学困難となった幼児児童生徒
(震災により支弁区分が変更となった者も含む)
(補助率) 10/10
(対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業

【小・中学校】

(対象者) 震災により就学困難となった児童生徒
(補助率) 10/10
(対象費目) 学用品費、通学費、学校給食費、医療費等
(対象事業) 市町村において行う就学援助事業
※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



【私立学校】

(対象者) 震災により就学等困難となった幼児児童生徒
(補助率) 10/10
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業



【専修学校・各種学校】

(対象者) 震災により、職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・ 専修学校高等課程・専門課程: 修業年限1年以上
・ 専修学校一般課程、各種学校: 原則修業年限2年以上
(補助率) 高等課程(10/10)、その他の課程(2/3)
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業